

清瀬市新庁舎建設 基本設計 [概要版]

平成29年12月

清瀬市

設計方針・デザインコンセプト P. 1

計画概要 P. 2

配置計画 P. 3

平面計画 P. 4

断面計画 P. 8

立面計画 P. 9

環境配慮計画 P. 11

防災計画 P. 12

ユニバーサルデザイン計画 P. 14

構造計画 P. 15

電気設備計画・機械設備計画 P. 16

工事工程計画 P. 17

概算事業費 P. 18

■設計方針

新庁舎建設基本計画における３つの基本理念に則り、誰にとっても安全・安心で、社会の変化に柔軟に対応でき、長く愛される庁舎を実現します。

1.安全・安心な庁舎づくり

1) 防災拠点となる安全な庁舎

- ・免震構造の採用、非常時のインフラ機能・情報通信機能の確保により、大規模地震などの災害発生時にも、行政機能を継続維持できる庁舎とします。
- ・災害対策本部機能の強化、災害時の連携に配慮した階構成、備蓄倉庫、一時避難にも対応できる十分な市民活動エリアの確保により、災害対策、危機管理機能の強化を図ります。

2) 誰もが安心して利用できる庁舎

- ・誰にとっても分かりやすい誘導サイン計画や、だれでもトイレ、授乳室、キッズコーナー及び保育室の配置など、多様な人の利用を促すユニバーサルデザインを徹底します。
- ・個室の相談室やブースの設置、仕切りのある窓口カウンターなど、セキュリティに配慮した窓口・執務室ゾーニングにより、利用者のプライバシーに配慮するとともに、施設及び個人情報管理の強化を図ります。

2.使いやすい効率的な庁舎づくり

1) 良質な市民サービスを提供できる庁舎

- ・市民利用の多い窓口を１、２階に集約し、利便性を高めることで、市民に満足頂けるサービスの提供を可能にします。
- ・市民窓口は柱が並ばず、見通しのよい直線状の配置とし、窓口の目的に応じて、迅速な対応が可能なハイカウンターと、着座してご相談及び手続き可能なローカウンターを使い分け、分かりやすく快適な窓口環境を実現します。

2) 効率的で使いやすい柔軟な庁舎

- ・無柱で躯体壁のない執務空間や、ゆとりある設備シャフトの配置により、将来の可変性・更新性を高め、柔軟性の高い庁舎とします。
- ・執務空間に標準化したユニバーサルレイアウトを採用することにより、柔軟な組織変更や人員移動を可能にする計画とします。

3.誇りと愛着を持てる庁舎づくり

1) 市民とのつながりが広がる庁舎

- ・明るく開放的で、休日も運用できる市民交流スペースや、市民協働を促進する市民協働サロン兼ギャラリー、行政資料コーナーなどを２階に配置し、１階と吹抜けでつなげることで市民活動や交流を促進します。

2) 清瀬の地域性と環境に配慮した庁舎

- ・既存樹木の“けやき”をシンボルツリーとし、清瀬らしい緑豊かな環境づくりと景観形成を行います。
- ・周辺の豊かな自然を活かし、自然採光、自然換気、高効率機器の採用など省エネで環境に配慮した技術の積極的活用を行います。

■デザインコンセプト

清瀬市のシンボルである“けやき通り”から“プロムナード”を敷地内に通して健康センターまで連続させることで、“プロムナード”を軸に市民・地域・自然とつながる、公園のような庁舎を実現します。

立ち寄りやすく

新庁舎から健康センターまで散歩道のように続く“プロムナード”をけやき通りにつなげることで、市民の皆さんが市役所へ来庁しやすく、立ち寄りやすくなるように心掛け、市民や地域とつながる庁舎とします。

災害に強く

“プロムナード”が健康センターと新庁舎をつなぎ、それぞれが持っている機能の連携を図るとともに、人の往来をしやすくすることで敷地全体の一体感をつくり出します。災害時にも人や情報、機能の連携を図ることができ、防災拠点としての存在感を強くします。

使いやすく

多方面（徒歩・バス・タクシー・駐車場・駐輪場）からの来庁者は、どの交通手段を利用した場合でも一度“プロムナード”に足を踏み入れ、そこから市役所での行動を始める、誰にでも使いやすいアプローチとします。

地域に親しく

“プロムナード”から西側の屋外空間を一体的に利用できるように計画し、さまざまなイベントの会場として利用するなど、市役所と地域とのつながりが生まれる親しみやすい場所とします。

居心地よく

敷地内に緑の広がり設けることにより、“プロムナード”や庁舎は清らかな風が通り抜け、木漏れ日が落ちる散歩道のような居心地のよい場所となり、気軽に立ち寄れる市民の憩いの場となるようにします。

環境に優しく

現在の庁舎の敷地にある貴重なケヤキの大木などを活かしながら、けやき通りからの連続性を意識し、敷地にケヤキを中心とした木々を植えます。また、西側の歩道の幅を広げる整備と併せて、庁舎の内外に安全快適な緑の散策路を計画します。



〔配置イメージ〕



〔プロムナードの役割①〕



〔プロムナードの役割②〕

■ 計画概要

1.敷地概要

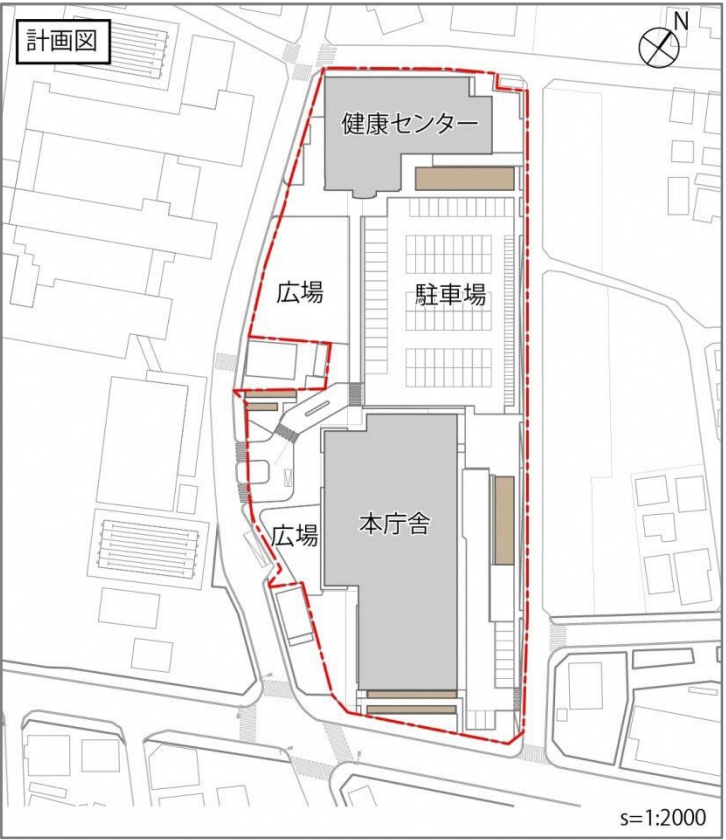
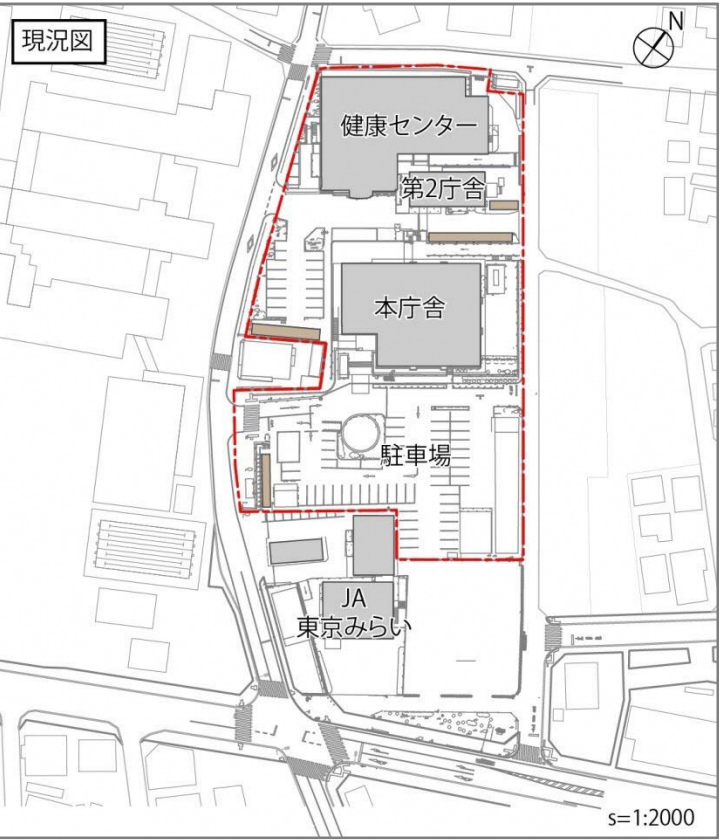
建設地	東京都清瀬市中里5丁目842番地
敷地面積	約11,000㎡
基準建ぺい率	60%
基準容積率	200%
周辺道路	東：4m、西：6m、南：16m、北：6m
用途地域	第2種中高層住居専用地域・第2種住居地域
高度地区	第二種高度地域
日影規制	敷地内：4m、2.5-4時間 敷地周辺：第1種中高層住居専用地域 4m、2-3時間 敷地周辺：第1種低層住居専用地域 1.5m、2.5-4時間
防火地域	準防火地域

2.建築概要

主要用途	市役所
構造種別	鉄筋コンクリート造・免震構造（地下1階柱頭免震）
建築面積	約2,700㎡
延床面積	約10,000㎡
階数	地下1階地上4階
高さ	約22m

3.駐車場・駐輪場概要

駐車台数	合計132台
来庁者駐車場	80台（車いす使用者用4台含む）
公用車駐車場	52台（地下42台、地上10台）
駐輪場	合計約390台
北側（健康センター側）	約100台
西側（清瀬小学校側）	約40台
南側（けやき通り側）	約100台
東側（職員駐車場側）	約150台（職員用）
バイク駐車場	合計約45台



-3-

■ 平面計画

1.各階共通事項

1) 平面構成

- ・ 1 階から 3 階は東側に執務エリアを計画し、西側に来庁者エリアを計画します。
- ・ 執務室は見通しのよい無柱空間とし、オープンプロアの計画とします。

2) 階段・エレベーター

- ・ 移動・避難のしやすさに配慮し、階段は建物の南北の端に配置します。
- ・ エレベーターは車いすがカゴ内で回転できるサイズとし、北側に 2 台、南側に 1 台の計 3 台を配置します。

3) 待合空間・市民窓口・相談室

- ・ 待合空間には、車いすの方もご利用頂けるロータイプの記載台、起立補助になる肘かけがついたベンチ等を配置します。
- ・ 市民窓口カウンターの一部には、プライバシーに配慮した仕切りパネルを設ける計画とします。
- ・ 1 ～ 3 階には、プライバシーに配慮した相談室を配置します。

4) トイレ

- ・ 各階に“だれでもトイレ”を設置し、子育てや教育部門の窓口がある 2 階には幼児用小便器を設置するなど、利用階に合わせた機能を配置します。

5) 会議室

- ・ 会議室の利用率を高めるため、会議以外の用途である研修や事務作業、職員の昼食休憩など多目的利用が可能な仕様とします。

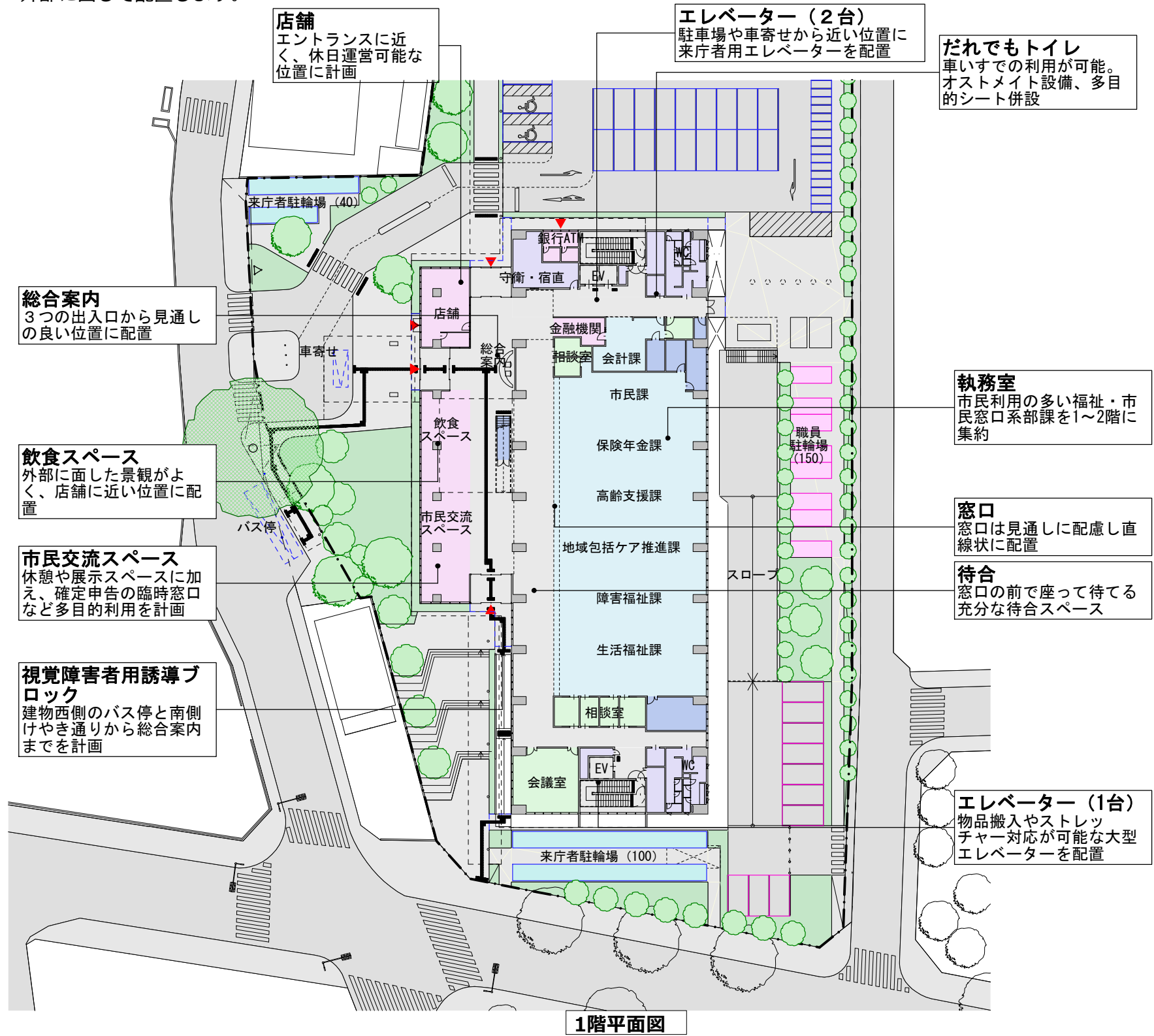
2.各階配置機能

階	機能
4 階	議場、委員会室、正副議長室、議会応接室、議員控室、面談室、議会事務局、執務室（情報政策課、監査委員事務局）、展望ロビー、研修室
3 階	市長室、副市長室、市長応接室、庁議室（災害対策本部）、執務室（企画課、秘書広報課、財政課、新庁舎建設室、まちづくり課、道路交通課、下水道課、水と緑の環境課、ごみ減量推進課、防災防犯課、職員課、総務課、市史編さん室）、相談室、打合せコーナー、会議室、会見室
2 階	教育長室、執務室（文書法制課、子育て支援課、課税課、徴収課、産業振興課、生涯学習スポーツ課、教育部指導課、教育総務課、選挙管理委員会事務局）、市民協働サロン兼ギャラリー、市民協働ルーム、行政資料コーナー、キッズコーナー、保育室、授乳室、相談室
1 階	執務室（市民課、保険年金課、高齢支援課、地域包括ケア推進課、障害福祉課、生活福祉課、会計課）、市民交流スペース、飲食スペース、店舗、プロムナード、相談室、会議室、金融機関、守衛・宿直
地下 1 階	公用車駐車場、備蓄倉庫等

3.各階平面図

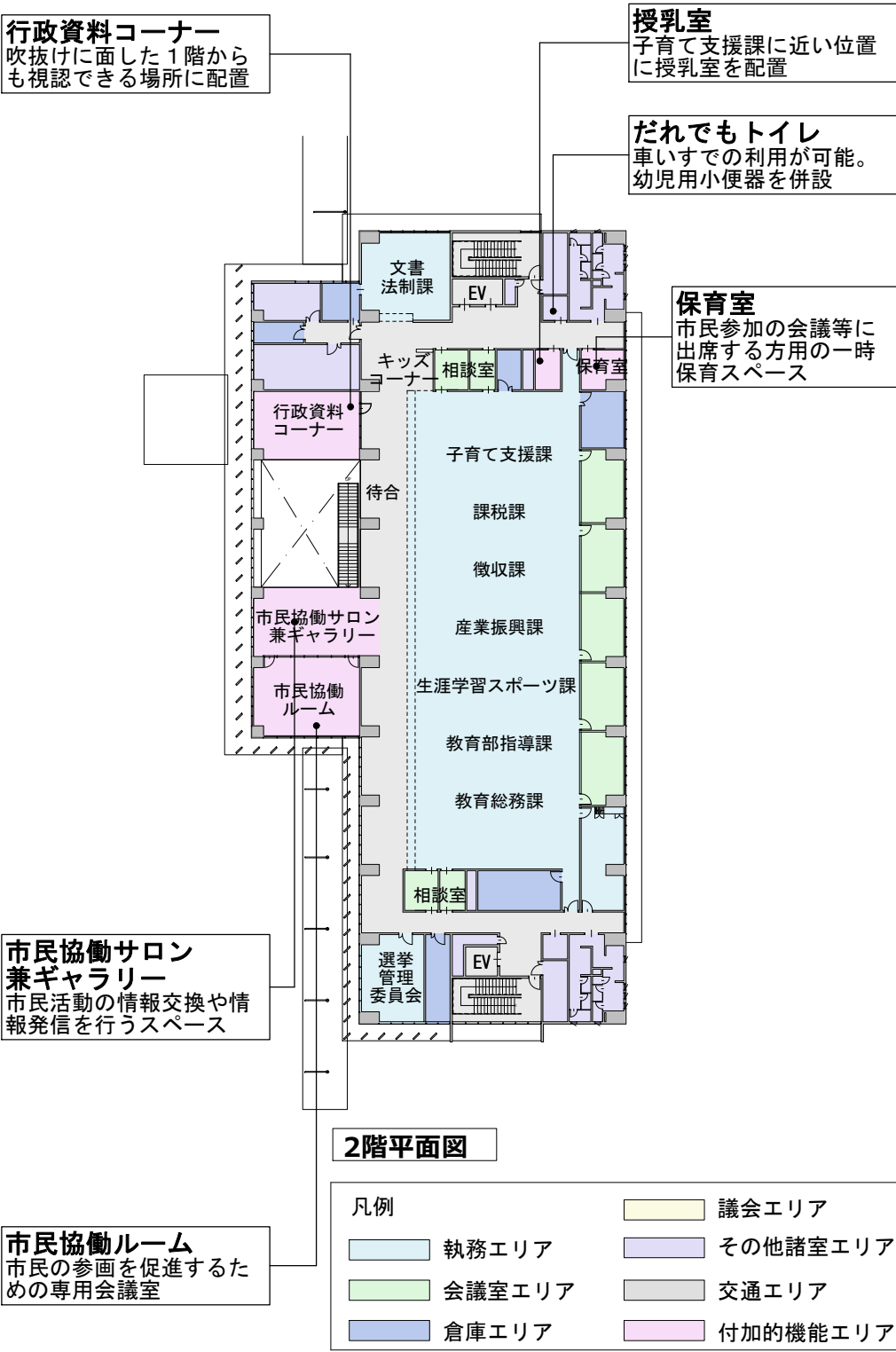
□1階

- ・1階には市民の利用頻度の高い窓口・相談・案内機能を中心に配置します。
- ・店舗・飲食スペース・市民交流スペースなど市民の方が多目的に利用できるスペースを外部に面して配置します。



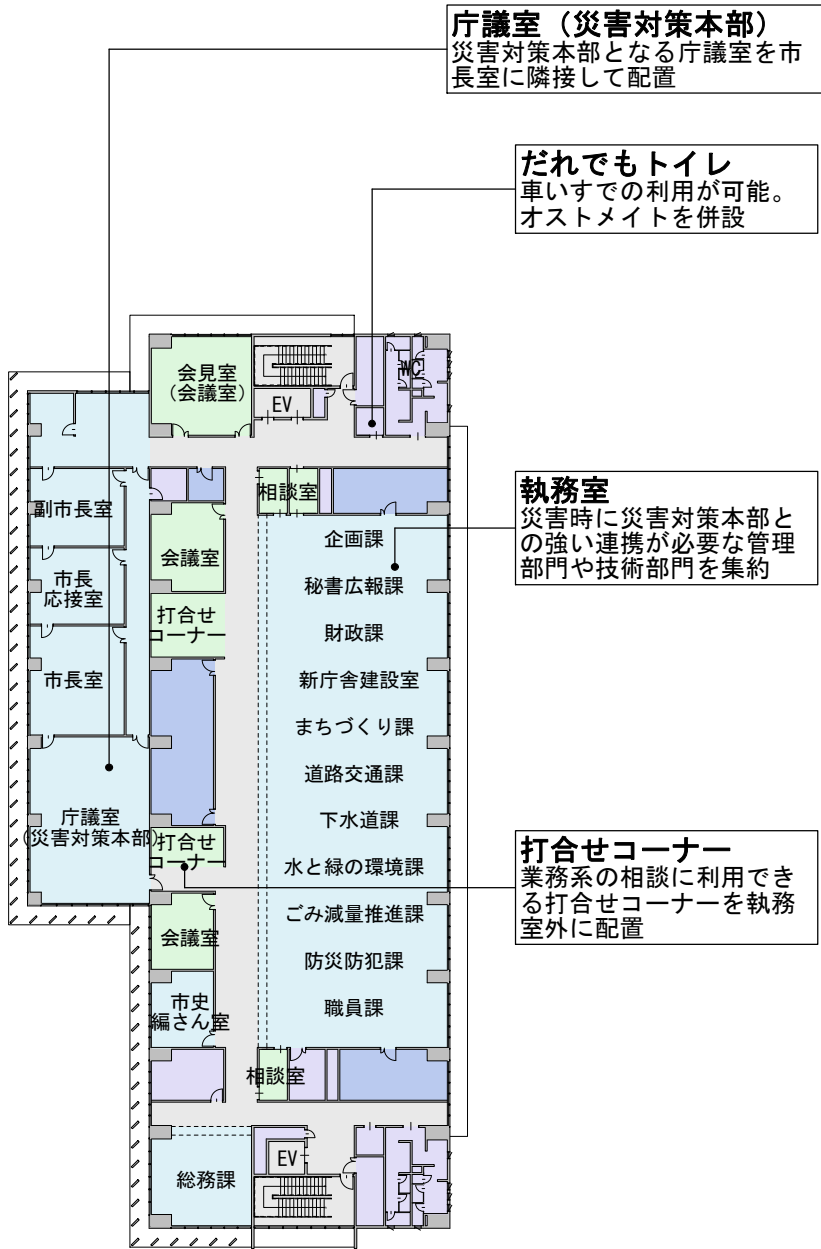
□2階

- ・2階には、行政資料コーナー・市民協働サロン・市民協働ルームなど、市民参画機能を配置します。
- ・子育てや教育部門の窓口を中心に配置し、窓口に隣接し保護者から目が届く位置に、ベビーベッド、キッズコーナーを設け、同一階に保育室及び授乳室を配置します。



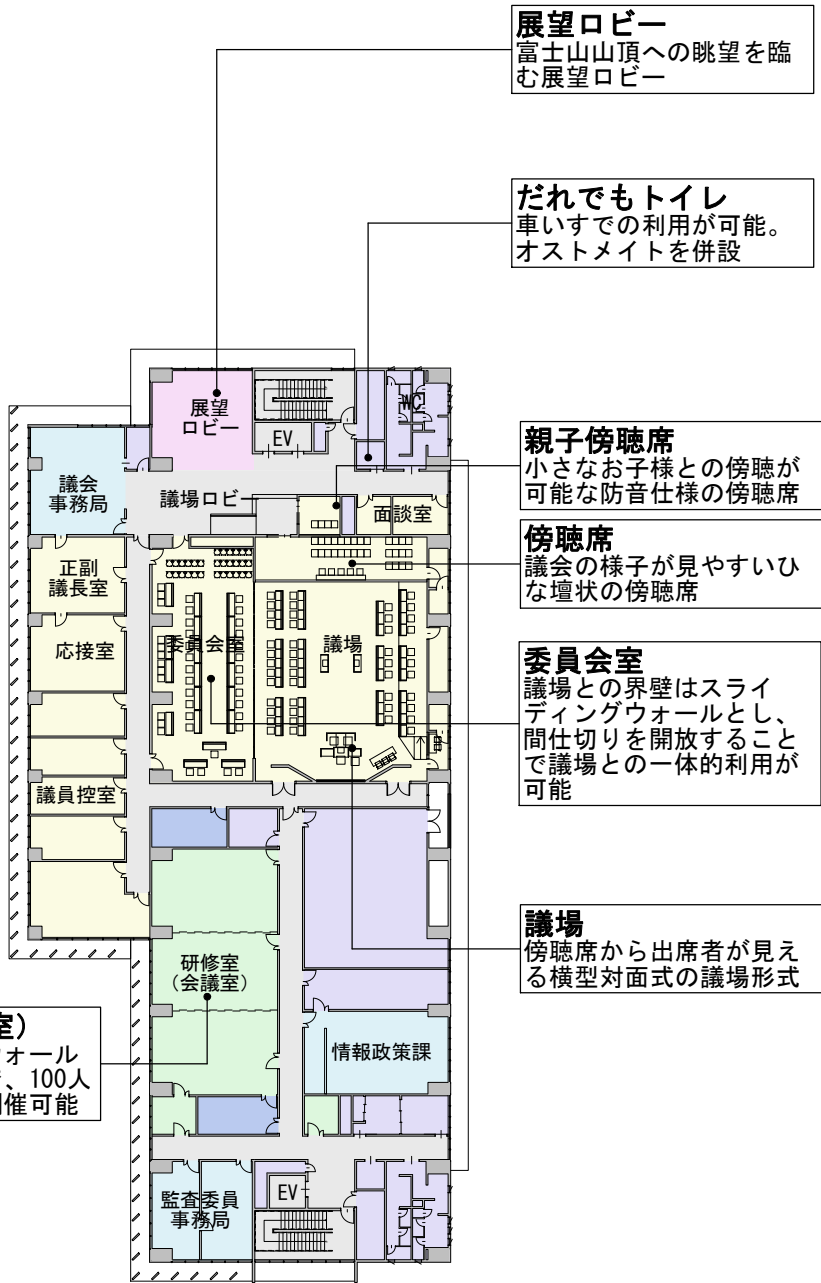
□3階

- ・3階には市長室・副市長室などの管理部門を中心に、災害時に重要となる危機管理機能を配置します。



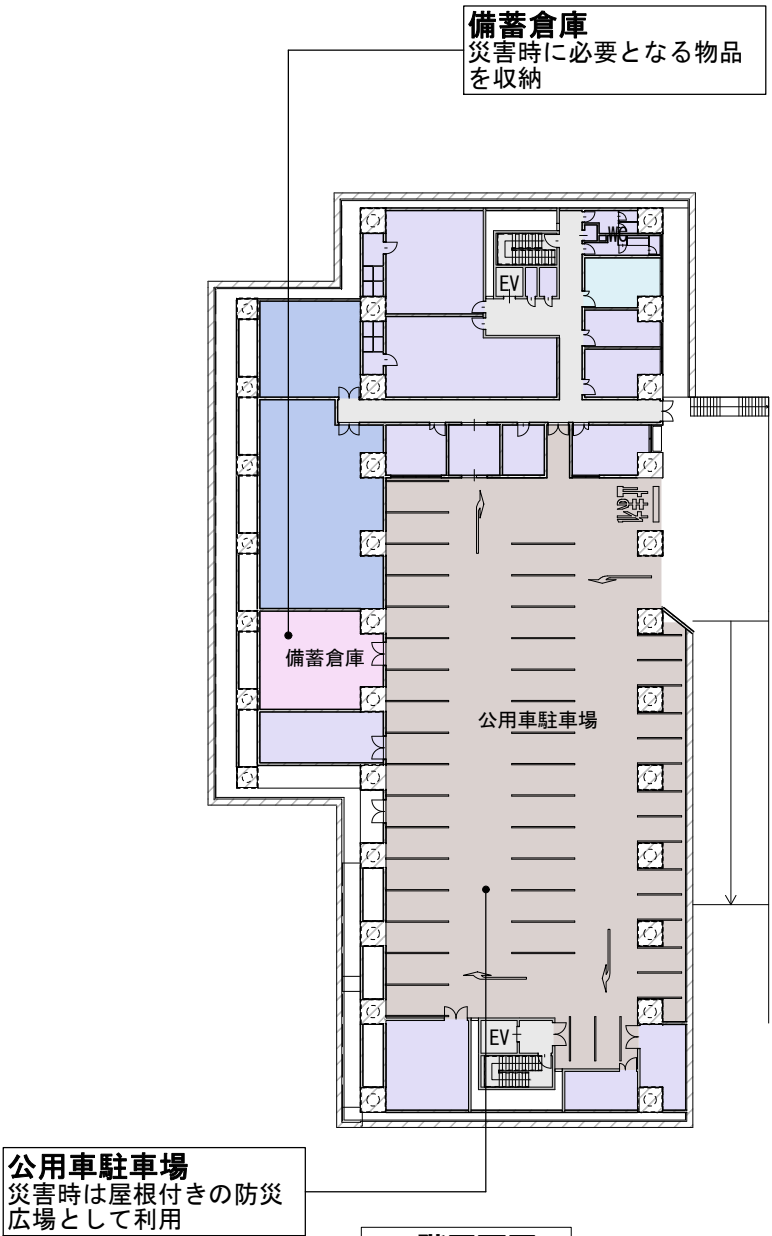
□4階

- ・4階には議会部門を集約し、議場や委員会室を配置します。
- ・北西の角に展望ロビーを配置し、市民が眺望を楽しみながら休憩ができ、議会に親しむことができるスペースを配置します。



□地下1階

- ・地下1階は公用車駐車場、備蓄倉庫等を配置します。



凡例		議会エリア
執務エリア		その他諸室エリア
会議室エリア		交通エリア
倉庫エリア		付加的機能エリア

4.内装計画

1) 市民とのつながりが広がるおもてなしの庁舎

- ・市民交流スペースや飲食スペースは木材を用いた親しみやすい内観とするなど、温かみのあるデザインとします。
- ・1階と2階をつなぐ吹抜け周りに市民参画を促す市民協働サロンや市民協働ルーム、市の情報発信の場である行政資料コーナーを配置します。吹抜け部分の手摺は、1階から2階の賑わいや雰囲気が感じられるようなデザインとします。

2) 多目的に利用できる柔軟性の高い庁舎

- ・市民交流スペースは談話や飲食に加え、セミナーや展示などが実施できるように天井の高い計画とします。
- ・議場と委員会室の界壁はスライディングウォールとし、間仕切りを開放することで、一体的な利用が可能な計画とします。

3) 良質な市民サービスを提供できる執務空間の構成

- ・市民の方からの見通しに配慮し、直線状に窓口カウンターを配置するとともに、待合空間や執務空間の内部に柱を設けない計画とします。
- ・案内サインの見えやすさに配慮し、サインの背景となる壁や天井は白を基調としたシンプルなデザインを採用します。



〔議場・委員会室の一体的利用のイメージ（傍聴席側から）〕



〔1階プロムナード・市民交流スペースのイメージ〕



〔執務室のイメージ〕

■ 断面計画

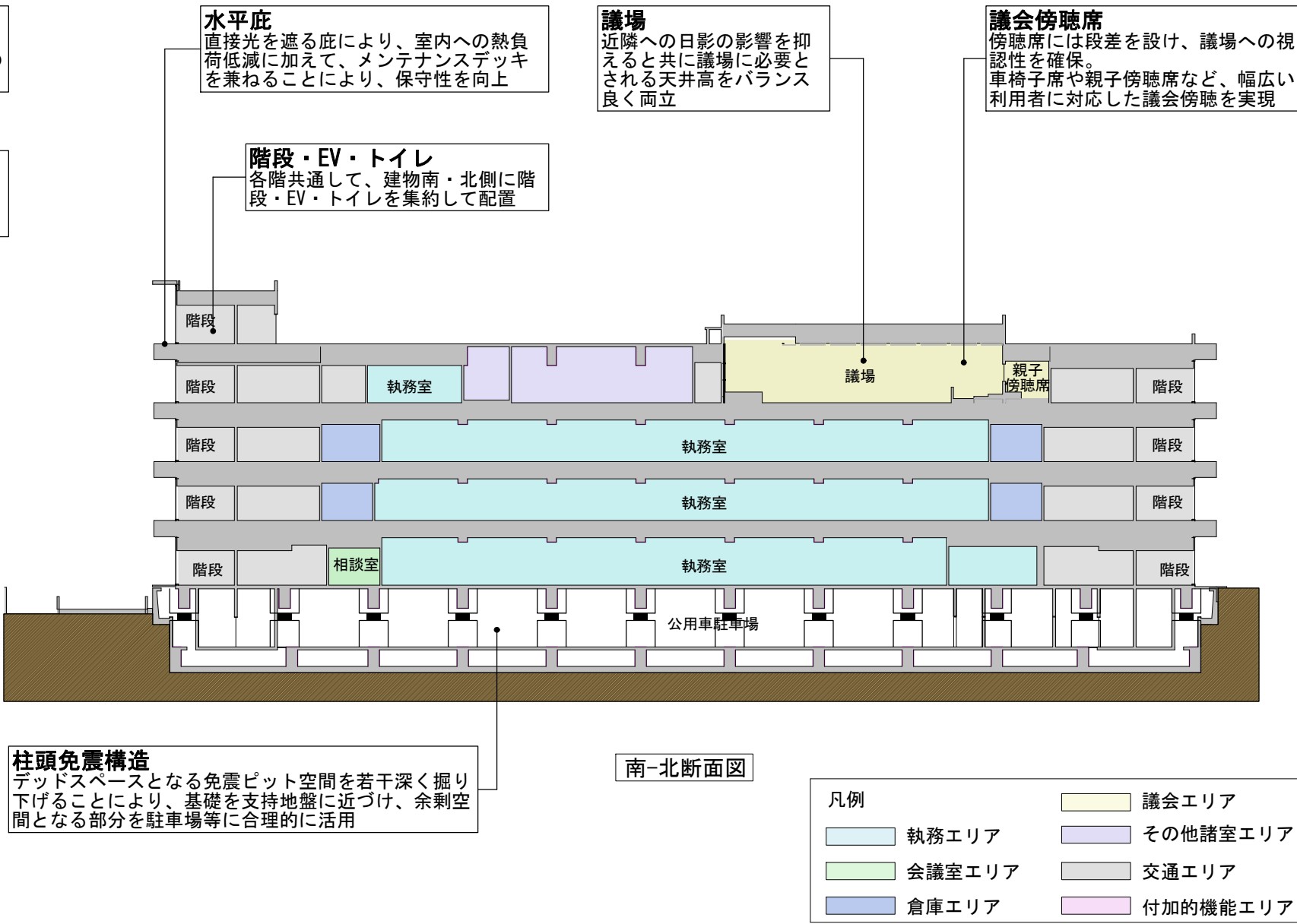
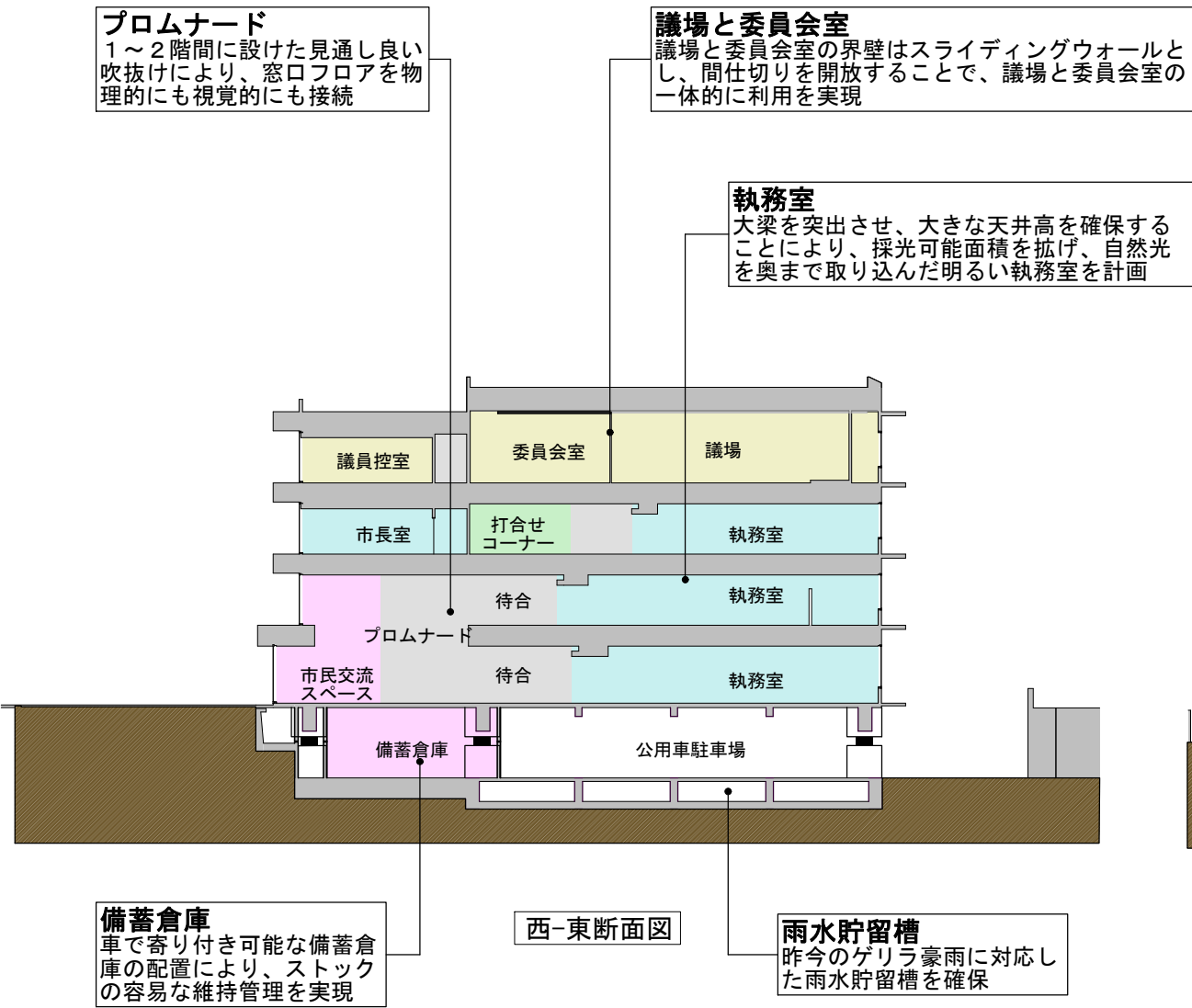
1.断面計画の考え方

- ・ 執務室等の大空間では、梁の一部を現しとすることで、全体の階高を抑えながら天井高さを確保する合理的かつ経済的な計画とします。
- ・ 東側を共通して執務室にすることでセキュリティーレベルを高め、西側に市民開放エリアや管理部門を配置します。
- ・ 地下 1 階の柱上部に免震装置を載せた柱頭免震構造とすることで、大地震時の揺れに備えます。

2.階層計画の考え方

- ・ 1～2 階の低層階は、市民の利用頻度が高い窓口・相談・行政情報の発信機能を中心に配置します。
- ・ 災害対策本部及び関連諸室は、迅速な対応や決定事項の各部署への伝達等を行えるよう、3 階に集約配置します。

- ・ 議会機能は最上階の 4 階に配置し、大空間で高い天井高さが必要な議場スペースを確保すると共に、議会運営に必要な諸室を集約して配置します。
- ・ 柱頭免震構造の採用により生まれる空間を有効利用し、地下 1 階に公用車駐車場を配置します。



■ 立面計画

1. 立面計画の考え方

- ・建物高さを4階に抑え、周辺への日影の影響や、町並みとの調和に配慮した計画とします。
- ・各階の底により水平ラインを強調したのびやかなデザインとします。

日差しを遮蔽する縦ルーバー
日射負荷の低減や近隣建物へのプライバシーに配慮し、縦ルーバーを設置

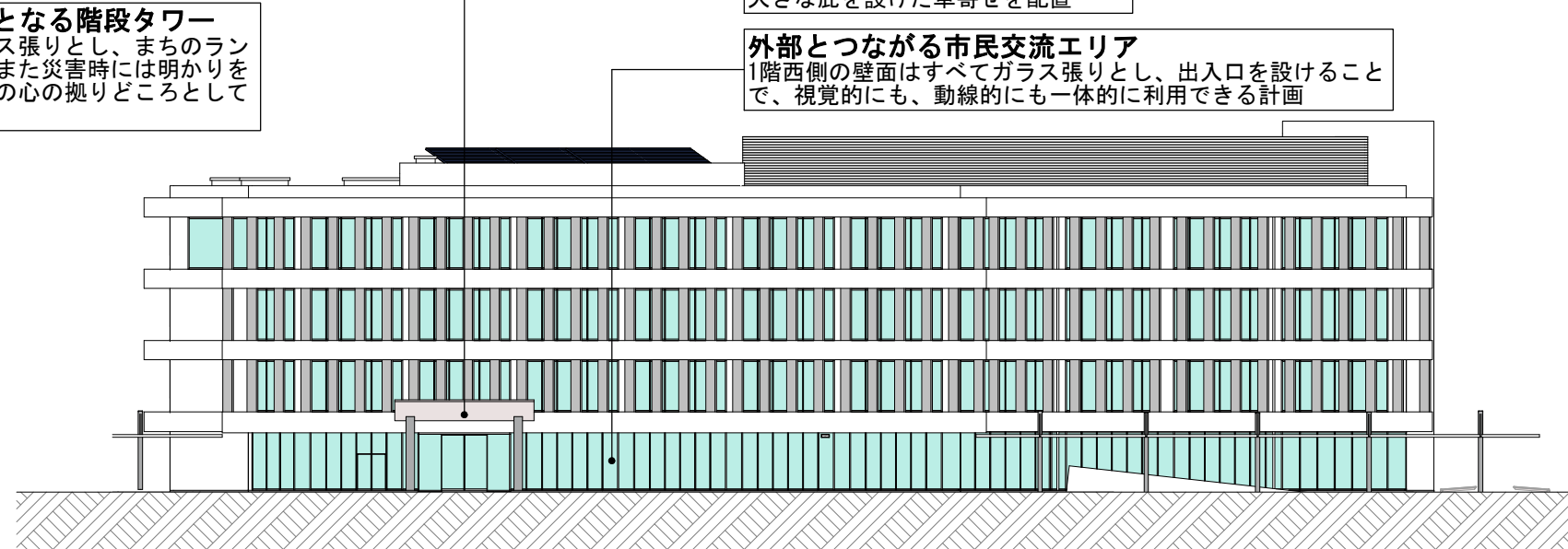


南立面図

2. 南・西立面

- ・けやき通り・市役所通りに面する西・南立面には日射負荷を低減する縦ルーバーを配し、庁舎正面に機能性が現れるデザインとします。
- ・市民利用の多い1階は、足元から天井までをガラス面とし、明るく開放的な設えとすることで、市民が気軽に立ち寄りやすい庁舎を実現します。

“まちの灯り”となる階段タワー
南側の階段はガラス張りとし、まちのランドマークとして、また災害時には明かりを灯すことで、市民の心の拠りどころとして機能



西立面図

3. 北・東立面

- ・執務エリアやコア周りには、自然採光や自然排煙などの機能に応じたサイズの開口部を設け、メンテナンスやコスト面での合理性が高い計画とします。

市民を出迎えるメイン玄関
雨に濡れずにアクセスできるように大きな庇を設けた車寄せを配置

外部とつながる市民交流エリア
1階西側の壁面はすべてガラス張りとし、出入口を設けることで、視覚的にも、動線的にも一体的に利用できる計画

メンテナンスに配慮した水平庇
北面にも窓面及び外壁メンテナンスや清掃に配慮した奥行の深い庇を設置



北立面図

執務室に自然採光を取り込む連装窓
執務室に自然光を多く取り入れられるよう、天井までの高さをもつ横長連装窓を採用



東立面図



鳥瞰イメージパース（敷地南側より）



外観イメージパース（けやき通り側より）



外観イメージパース（清瀬小学校側より）

※デザイン及び色彩計画については計画段階のものであり、詳細設計により変動する可能性があります。

■環境配慮計画

自然エネルギーの積極的利用や省エネ・省資源化への配慮により環境配慮型庁舎を実現し、CASBEE（建築環境総合評価システム） A ランク以上を目指します。

1.自然エネルギーの活用

1) 自然採光

- ・建物南・北側のガラス面は天井面までの高さとし、自然採光を最大限確保することで、照明電力の削減に寄与します。
- ・庇裏面や室内の天井面を白色とすることで、自然光を反射させながら明るく室内に取り込みます。

2) 自然換気

- ・階段室をエコシャフトとして利用し、誘引効果により自然換気を促すことで空調負荷を軽減します。

3) 太陽光発電

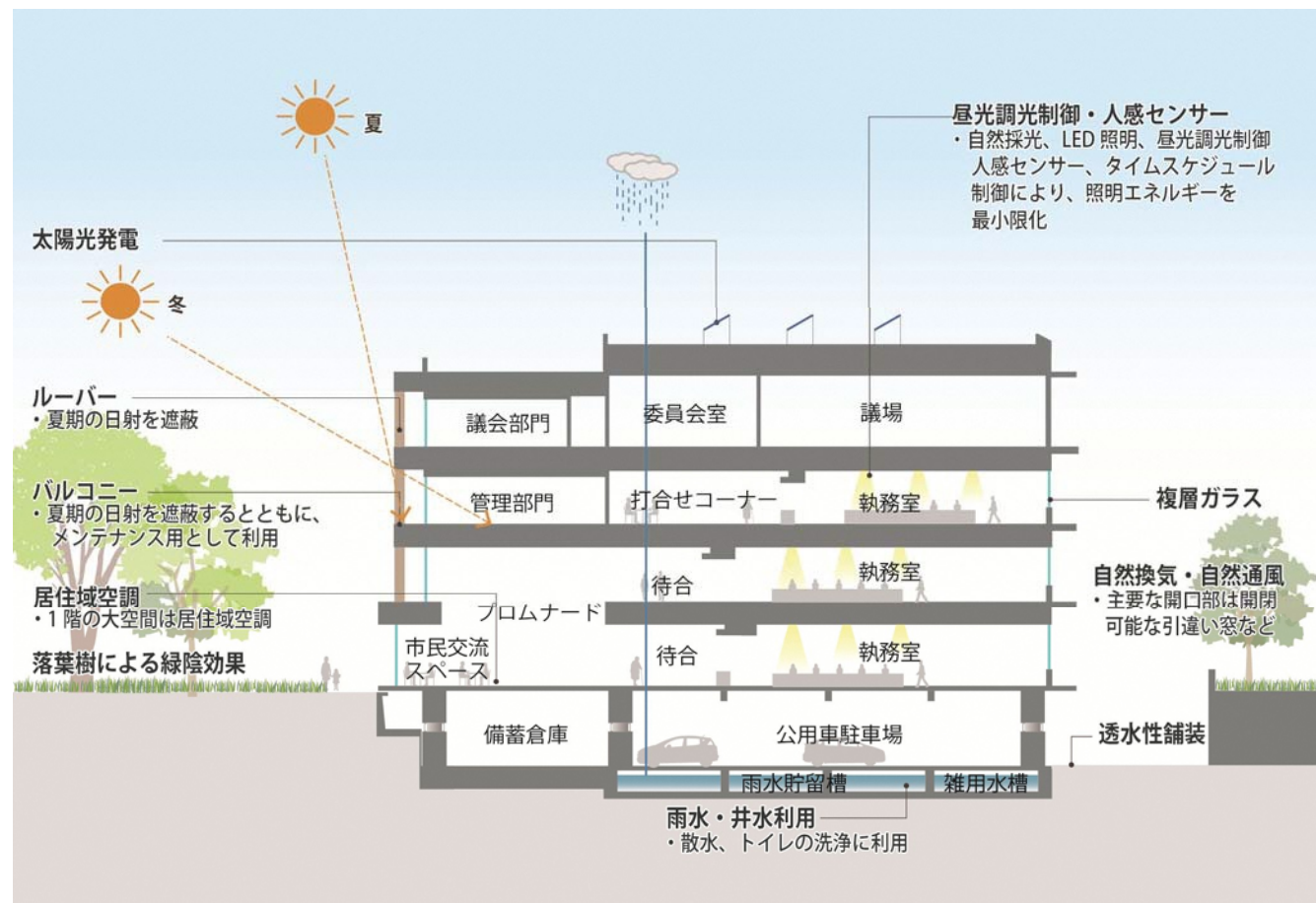
- ・議場屋上部分に太陽光発電設備を配置します。

4) 雨水利用・井水利用

- ・トイレに使用する水などは雑用水として地下水槽に貯水し、水源として雨水・井水の利用を計画します。

5) 緑化空間

- ・敷地内を積極的に緑化し、ヒートアイランド現象の抑制と植物の蒸散作用による涼風効果を確保します。



〔断面イメージ図〕

2.省エネ・省資源化への配慮事項

1) 夏季の日射を遮蔽する水平庇とルーバー

- ・夏場の南西面への強い日射を遮蔽するため、水平庇を張り出すとともに、ルーバーを配置し、空調負荷を低減します。

2) 高効率照明器具の利用

- ・照明の集中監視、スケジュール制御、点滅の細分化によりきめ細やか照明の点滅制御を行います。
- ・照明器具は LED 照明を採用し、昼光センサー及び人感センサーによる照明の自動調光制御により、自然光の活用や必要箇所のみの照明点灯とすることで省エネ化を図ります。

3) 省エネに配慮した空調・衛生設備

- ・高効率機器・換気用熱交換器・節水型器具の採用、集中管理による空調・換気制御設備の設置により、使用エネルギー削減を図ります。
- ・天井の高い 1 階市民交流スペースや議場等においては居住域空調を採用し、エネルギーロスを防ぐ計画とします。

3.長寿命建築の実現

1) 耐久性への配慮

- ・免震構造の採用に加え、高強度、高耐久な構造材料等の使用により、構造躯体の長寿命化を図ります。
- ・外装・内装材は耐久性に優れた材料を採用し、維持管理の容易な計画とします。

2) 空間の自由度・柔軟性への配慮

- ・執務空間は、無柱空間とし、将来の組織改編に対応できる柔軟性の高い計画とします。

3) 設備更新への配慮

- ・設備シャフトには維持管理・更新スペースを確保し、将来の設備更新が容易な配置、搬入・搬出計画とします。
- ・躯体寿命に比べて耐用年数の短い設備機器類は、日常の維持管理や将来の更新が容易に行える計画とし、建物の長寿命化を図ります。

4.維持管理運用の合理化

1) メンテナンス性への配慮

- ・外壁清掃に配慮した庇の設置、清掃性のよい外壁仕上げの選定など維持管理に配慮した計画とします

2) 設備管理・設備更新の合理化

- ・空調・換気制御設備を集中管理することで、使用エネルギーの削減を図ります。
- ・更新改修の効率化を図るため、設備機器を一定の時期にまとめて更新できるよう設計を行うことで、より効果的にライフサイクルコストを低減します。

■ 防災計画

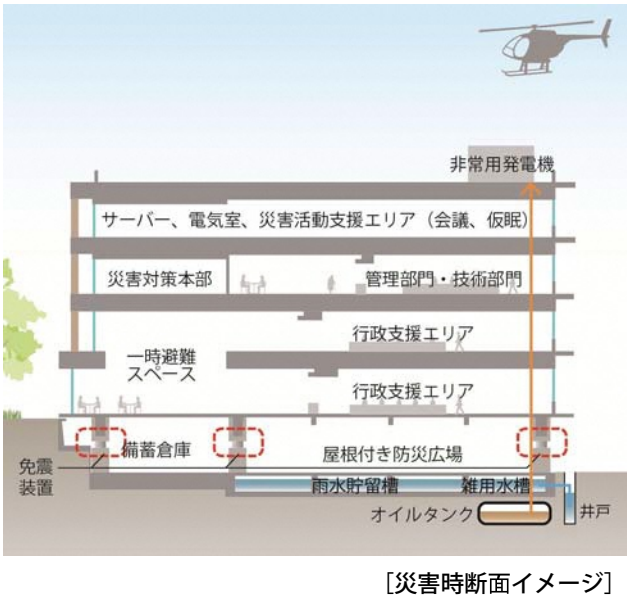
1. 防災拠点となる安全な庁舎

1) 防災拠点に早変わりする庁舎

- ・ 免震構造の採用や災害時のバックアップを考慮した設備計画を行い、災害時自立システムを確立します。
- ・ 地下 1 階公用車駐車場横に備蓄倉庫を備え、迅速に初動がとれる庁舎とします。
- ・ 3 階西側の市長室に隣接して庁議室を設け、災害時には災害対策本部へ速やかに移行できる計画とし、迅速な指揮統制機能を発揮します。
- ・ 災害対策本部と同階に管理部門と技術部門を集約し連携が取りやすい計画とします。

2) いかなる状況でも庁舎機能を維持する設備計画

- ・ 万一の商用電源の途絶に備え、72時間連続運転可能な非常用発電機を設けます。
- ・ 災害時には、消費電力のミニマムモード設定機能、自然採光、自然換気、断熱、高効率機器の採用により、備蓄燃料消費を最小限に抑える計画とします。
- ・ 水道供給の断絶に備え、ペットボトルの備蓄による飲料水の確保に加え、井水及び受水槽の残水も活用できる計画とします。
- ・ 下水本管の破断に備え、一部トイレは緊急汚水槽へ放流可能な計画とするとともに、マンホールトイレを設置することで継続的な利用が可能な計画とします。
- ・ ゲリラ豪雨に備え、非常用発電機を屋上に、オイルタンクは地下に埋設する計画とします。

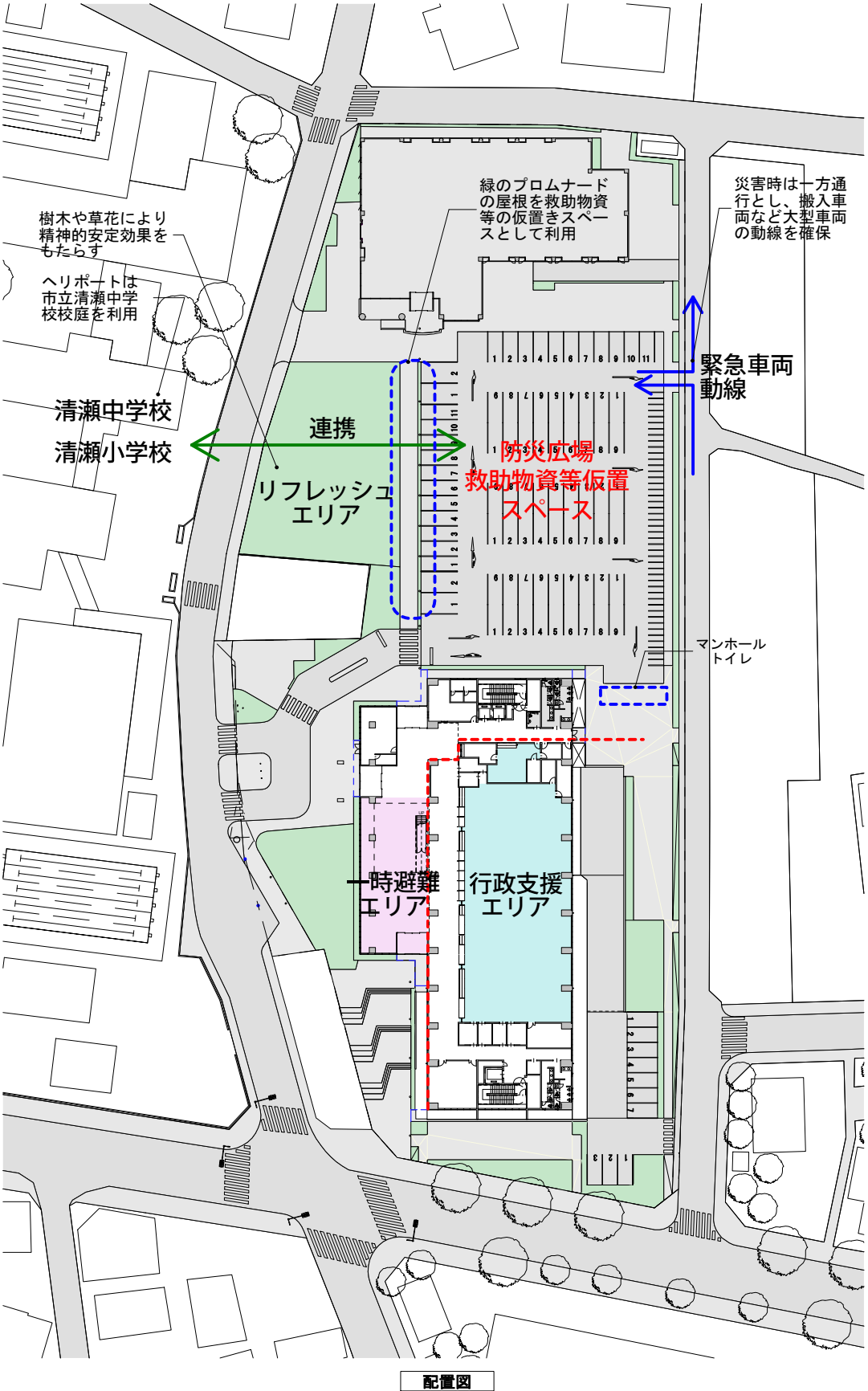


2. 災害時の庁舎機能の維持

時間経過	市全域における流れ	防災拠点として果たすべき機能	災害時におけるバックアップ対策					
~3 時間	・ 初動体制の確立 ・ 被災状況の把握 ・ 救助・救急の開始 ・ 避難所の開設	・ 安全確保 ・ 災害対策本部の設置 ・ 通信連絡体制の確保 ・ 被害情報の収集・分析 ・ 資機材などの調達・管理	電源供給 非常用発電機運転 (72 時間)	消火設備 非常用発電機を利用	通信設備 非常用発電機を利用	給水設備 井水 受水槽残水 ペットボトル	排水設備 緊急汚水槽に放流	空調設備 自然通風 災害対策関連課のみ非常電源
~24 時間 (1 日目)	・ 応急活動の開始 ・ 代替資源の確保 ・ 避難生活支援の開始 ・ 物資の調達・輸送	・ 広報活動 ・ 関連機関との連絡 ・ 避難誘導指示 ・ 帰宅困難者対策						
~72 時間 (3 日目)	・ 救助・救急の最終段階 ・ 応援部隊の受け入れ ・ 避難生活支援の継続 ・ 衛生管理	・ 応援部隊・ボランティアの受け入れ						
~2 週間	・ 避難生活支援の改善 ・ 災害対策予算・財務 ・ 生活再建支援 ・ 災害復興対策の総合調整	・ 市街避難者へ広報・郵送 ・ 災害復興対策の総合調整 ・ 復旧方針の検討	燃料供給			給水車	バキュームカーによる汚水槽のくみ取り・マンホールトイレ	
2 週間 ~		・ リ災証明の発行 ・ 義援金募集・受付・配信 ・ 復旧活動		電力復旧				

[災害時における庁舎機能維持の考え方]

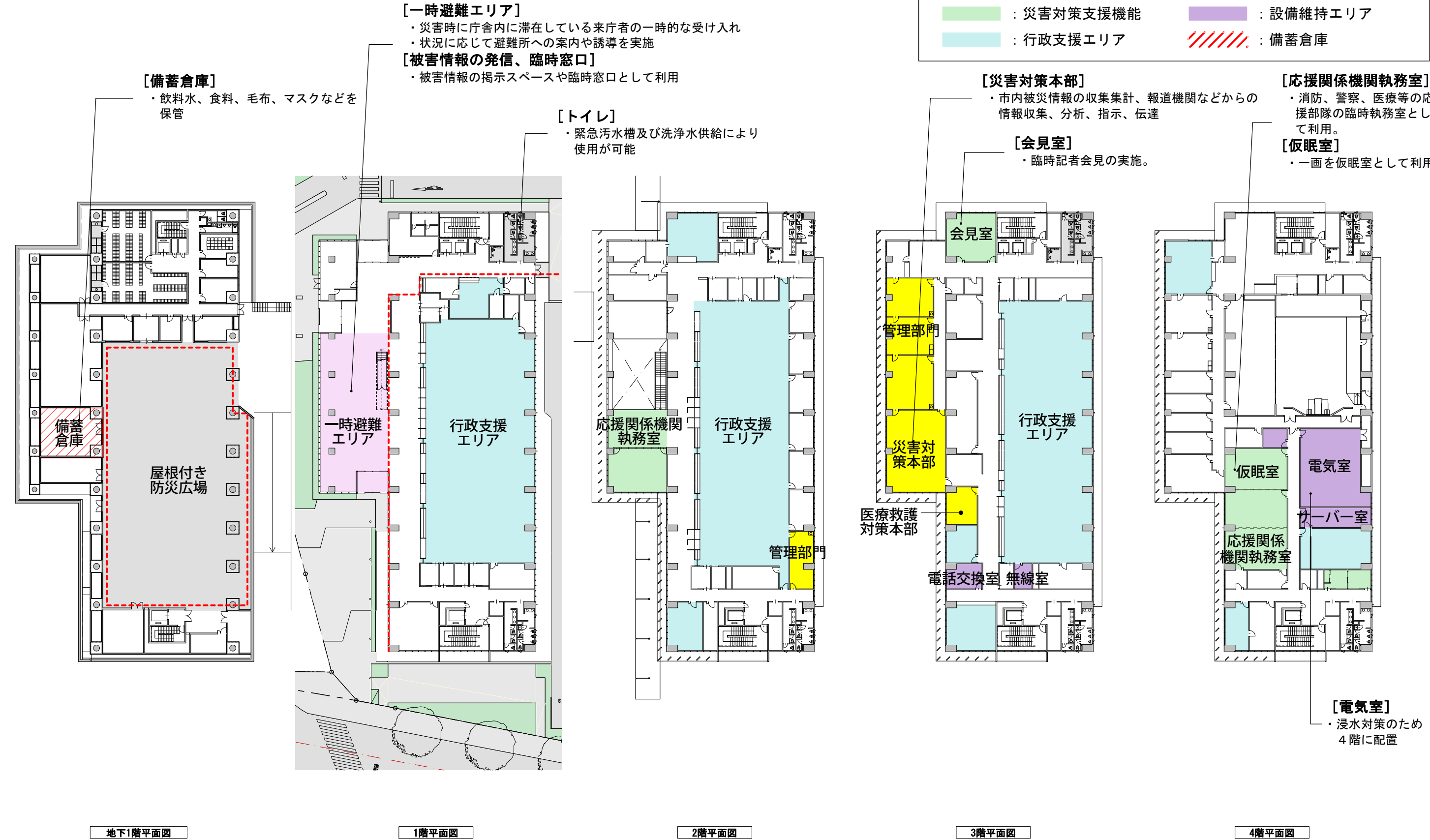
3. 災害時における配置ゾーニング



4.災害時の平面ゾーニング

凡例

災害対策拠点機能	一時避難エリア
災害対策支援機能	設備維持エリア
行政支援エリア	備蓄倉庫



■ユニバーサルデザイン計画

1.安心して移動できる空間の整備

1) 駐車場

- ・新庁舎及び健康センターの出入口に近接して、安全に乗り降りできる車いす使用者用駐車場をそれぞれ設けます。
- ・車いす使用者用駐車場からは、屋根付きのプロムナードを通して雨に濡れることなく建物にアクセスできる計画とします。

2) 廊下・通路等

- ・敷地内及び建物内は段差のない構造とするとともに、敷地内通路や廊下は、車いす使用者やベビーカーの利用に対応したゆとりある幅員を確保します。
- ・敷地内及び建物内はプロムナードを軸とした見通しのよい動線計画とし、また、建物内は柱の少ない開放的な空間とすることで、死角のない通路となるようにします。
- ・新庁舎と健康センターを結ぶ歩行者の動線は、屋根付きのプロムナードを通して安心して行き来できる計画とします。

3) 階段・エレベーター等

- ・階段は、勾配が緩く上りやすい構造とし、身長差などに配慮した2段手すりを設置します。
- ・エレベーターは、15人乗りの車いす使用者及び視覚・聴覚障がい者対応とし、車いす使用者対応操作盤や点字表示、両側に手摺、鏡などを設置します。また、ストレッチャーの搬入に対応した24人乗りのエレベーターも設置します。

2.多様な人の利用を促す環境づくり

1) 全階だれでもトイレの設置

- ・全ての階にだれでもトイレを設置します。また、だれでもトイレはフロアごとの利用者層を考慮した多様な要求に対応できる計画とし、車いす使用者大便器に加え、全てにベビーシート（1階は大型ベッド）、1・3・4階にオストメイト、2階に幼児用小便器を設置します。
- ・一般トイレには、男女別にベビーチェア、フィッティングボードを備えた乳幼児連れに配慮したブースを設置します。



〔だれでもトイレイメージ〕

2) 保育室等の設置

- ・2階子育て関連の窓口付近に、子ども連れの来庁者のためのベビーベッド、キッズコーナーを目の届きやすい場所に設置し、プライバシーに配慮した授乳室を設置します。
- ・子育て世代の市民参加の会議等への出席に配慮して、2階授乳室付近に保育室を設置します。



〔保育室イメージ〕

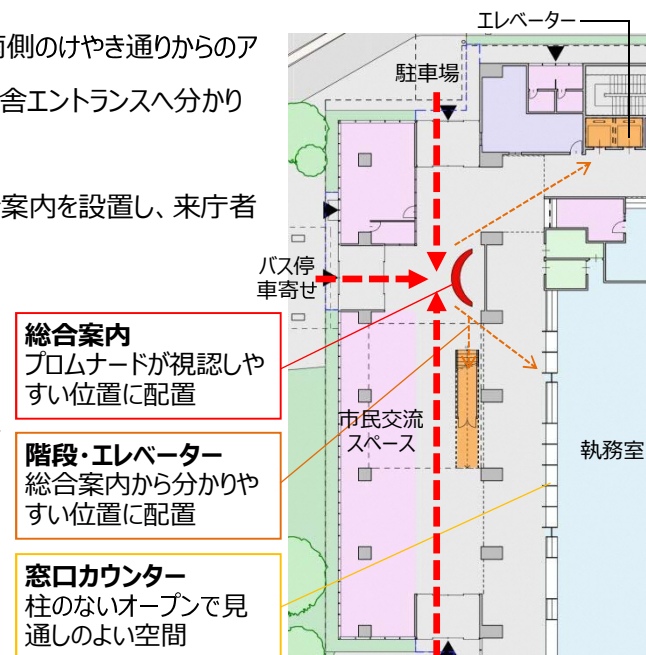
3) 親子傍聴席等の設置

- ・議場の傍聴席には、車いす用の傍聴スペース、難聴支援に適した補聴システムを導入します。一般傍聴席とは別に防音性能の高い親子席を設置し、小さなお子様と一緒に議会を傍聴ができるようにします。

3.利用者を分かりやすく誘導するデザイン

1) 案内・誘導

- ・新庁舎北側の来庁者駐車場、西側のバス停・車寄せ、南側のけやき通りからのアプローチは、それぞれ屋根付きのプロムナードによって、新庁舎エントランスへ分かりやすく誘導する計画とします。
- ・来庁者用エントランス3ヶ所から視認しやすい位置に総合案内を設置し、来庁者をスムーズに目的の場所へ案内できる計画とします。
- ・来庁者の多い部署を1・2階に配置し、1・2階専用の階段を総合案内から分かりやすい吹抜けに設置します。
- ・各課の待合と執務室の間を柱のないオープンな空間とし、目的の窓口が分かりやすい計画とします。
- ・視覚障がい者用誘導ブロックの設置、点字表示案内や出入口への人感センサー式音声案内の設置を行い、障がいがある方を含めた多様な案内・誘導対応を図ります。



〔1階ロービーまわりイメージ〕

2) サイン計画

- ・窓口表示や庁舎内案内などは、全庁的に統一感のあるものとし、来庁者の目的に応じた内容を表記して、文字を大きく簡潔に、一目で理解できる様に、誰でも見やすく、分かりやすいシンプルな構成とします。
- ・けやきをはじめとした“みどり”をイメージする色彩を使用することでサインに清瀬らしさを盛り込み、窓口の印象を優しくすることで、おもてなしの空間を創出します。
- ・将来的な組織改正や配置変更に対応するため、サインの仕様は維持管理がしやすく、可変性、更新性、経済性に配慮したものとします。
- ・外構サインは、新庁舎だけでなく、プロムナードを通じて健康センターも合わせたデザインとし、敷地全体に統一感を創出します。また、敷地全体や現在地との位置関係を示す総合案内サイン、目的地への方向を指示する誘導サイン等を、来庁者の動線を考慮した分かりやすい位置に配置し、適切に誘導します。
- ・建物内サインは、来庁者が目的地への移動できるように、施設のフロア案内図、各フロアの案内図、矢印などを用いた誘導サインを効果的な位置に配置します。また、目的の手続きを円滑に行えるように、カウンター上部に分かりやすい各窓口の案内サイン表示を行います。

サイン計画の基本的な考え方

見やすく、分かりやすい
親しみやすく、窓口の印象が優しい
可変性・更新性

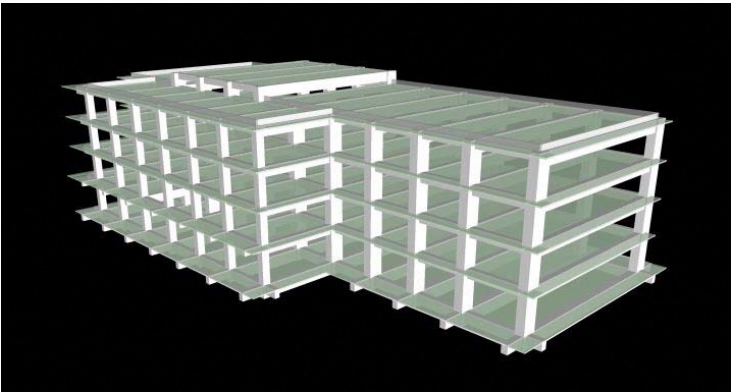


〔外構サインの例〕

■ 構造計画

1. 構造計画概要

- ①規模 地上4階、地下1階
- ②免震層 地下1階柱頭（中間免震）
- ③構造種別 免震上部：鉄筋コンクリート造
（一部プレストレストコンクリート造）
免震下部：鉄筋コンクリート造
- ④構造形式 ラーメン構造
- ⑤基礎形式 直接基礎（柱状地盤改良）

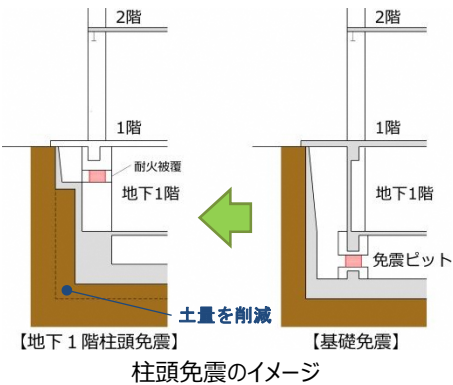


上部架構イメージパース

2. 設計方針

1) 安全・安心な庁舎づくり

- ・人命の安全確保や施設の機能確保の観点から、『官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省）』で定められている耐震安全性の分類（Ⅰ類・A類・甲類）を確保します。
- ・大地震後においても構造躯体の損傷を生じさせず、建物内の什器等の転倒・落下による建物機能低下を防止する構造形式として「免震構造」を採用します。免震装置は地下1階柱頭に設置し、免震ピットを駐車場として有効利用する「柱頭免震構造」とします。



耐震構造	制振構造	免震構造

- ・上部構造は、剛性が高く免震構造の効果を発揮しやすく、長大スパンを要求される庁舎採用実績も多い鉄筋コンクリート造（一部プレストレストコンクリート）を採用します。
- ・基礎は直接基礎とし、GL-12m以深の堅固な砂礫層に支持します。基礎下端から支持地盤まで続く軟弱な粘土層は柱状地盤改良を施し、免震建物の支持構造部分である基礎を確実なものにします。

2) 使いやすい効率的な庁舎づくり

- ・見通しの良さや、什器レイアウトの可変性に配慮し、柱や躯体壁の少ない執務空間を確保できるロングスパンの構造体（プレストレストコンクリート造）とします。

3. 免震装置の種類

建物に応じて、免震装置（アイソレーターとダンパー）を組み合わせることにより、効率的な免震効果が得られる計画とします。

- ・支承材・・・建物を支える他（**支承機能**）、地震のときに建物をゆっくりと水平に移動させ、地震後は建物を元の位置に戻します（**復元機能**）。
- ・減衰材・・・建物を支える役目はせず、いつまでも続く揺れを抑える働きをします（**減衰機能**）。

免震部材の種類

項目	形状	支承機能	復元機能	減衰機能	特徴
支承材	天然ゴム系積層ゴム		○	○	鉛直方向には大きな荷重支持能力を持ち、水平方向には柔らかいバネとして作用する。減衰機能を有しない為、ダンパー機能を有する免震装置として併用する。
	鉛プラグ入り積層ゴム		○	○	中心部の鉛プラグが塑性変形によりエネルギー吸収するダンパー内蔵型の積層ゴム。ダンパーが一体型であるため、省スペースで施工上の利点がある。
	滑り支承		○	△	テフロン樹脂の滑り材がついた積層ゴムと滑り板（ステンレス版）を組み合わせた支承。変形時は滑り板の上を水平移動し変形に追従する。
減衰材	オイルダンパー			○	オイルの液体抵抗を利用した減衰装置で温度変化や疲労に影響されない特性をもつ。長周期地震動や暴風時の居住性にも効果がある。
	鋼製ダンパー			○	延性に優れた軟鋼の塑性履歴エネルギー吸収能力を利用して減衰力を発生させる。

■電気設備計画

1.電気設備設計方針

- 1) 災害時においても庁舎機能を維持できる庁舎
- ・災害等による停電時にも非常用発電設備により、重要諸室に電力を供給できる計画とします。
- 2) 利便性・快適性・安全性・信頼性に配慮した庁舎
- ・老若問わず利用しやすい照明計画とします。
- ・信頼性が高く、シンプルで故障の少ないシステム計画とします。
- ・適切なセキュリティ計画により、防犯対策及び情報管理を強化します。
- 3) 環境に配慮した庁舎
- ・自然光の活用や、人感センサーの設置、高効率低消費電力機器の採用により、無駄な電力を削減します。
- ・太陽光発電による再生可能エネルギーの利用を計画します。

2.電気設備概要

	項目	設計内容
1	受変電設備	受電方式：高圧 1 回線受電 盤形式：屋内キュービクル型
2	直流電源設備	蓄電池仕様：長時間 M S E 盤形式：屋内キュービクル型
3	非常用発電設備	発電機仕様：3 相 3 線 200 V 原動機仕様：ディーゼルエンジン ラジエータ冷却方式 長時間型 発電機燃料：軽油（約 72 時間分） 地下埋設タンク 8,000 ℓ、小出槽 950 ℓ
4	太陽光発電設備	設備容量：10 k W程度
5	幹線・動力設備	電灯：単相 3 線 200 V/100 V、動力：3 相 3 線 200 V
6	電灯コンセント設備	照明器具：L E D照明 照明制御：人感センサー、昼光センサー、タイマー制御 コンセント：O Aフロア内ブロックコンセント、O Aタップコンセント
7	雷保護設備	外部雷保護：旧 J I S 基準 内部雷保護：盤内に避雷器を設置
8	通信設備	電話設備、テレビ共同受信設備、電気時計設備、インターホン設備、 誘導支援設備（音声誘導案内・トイレ非常呼出し）、入退庁表示設備、 議場運営設備、会議室映像音響設備、地震計設備
9	防災設備	非常照明、誘導灯、自動火災報知設備、非常放送設備
10	防犯設備	監視カメラ設備、入退室管理設備
11	その他設備	庁内ネットワーク設備、機械警備設備、東京都防災無線設備、広域 無線配信機設備、防災ネットワークシステム設備、CATV 有線放送設備、 デジタルサイネージ設備、窓口呼出し表示設備

■機械設備計画

1.機械設備設計方針

- 1) 災害時においても庁舎機能を維持できる庁舎
- ・受水槽に感震式遮断弁を設置し水槽の水を確保することや、緊急用汚水槽の設置により庁舎内の一部のトイレを使用可能とする計画とします。
- ・緊急時使用する重要諸室には単独系統の空調機器を設置し、非常用発電設備による稼働を可能とします。
- 2) 清瀬市の環境を活かした再生可能エネルギー・資源を有効活用する庁舎
- ・トイレに使用する水などは雑用水として地下水槽に貯水し、水源として雨水・井水の利用を計画します。
- ・高効率機器・換気用熱交換器・節水型器具の採用、集中管理による空調・換気制御設備の設置により、使用エネルギーの削減を図ります。
- 3) 維持管理などに配慮した庁舎
- ・空調設備では大型機器の数台設置ではなく、小型機器を複数台設置することで修繕・更新の容易性に配慮します。
- ・屋外機器は屋上に集中設置することで、保守管理の効率化を計画します。

2.機械設備概要

	項目	設計内容
1	空気調和設備	執務室：全熱交換器＋空冷ヒートポンプパッケージ空調機（GHP） 会議室等：全熱交換器＋空冷ヒートポンプパッケージ空調機（GHP） 災害対応室：全熱交換器＋空冷ヒートポンプパッケージ空調機（EHP） 議場：直膨コイル空調機（GHP）による置換空調
2	換気設備	執務室等居室：第一種換気方式 トイレ、倉庫等：第三種換気方式 駐車場：第三種換気方式
3	排煙設備	地上階：自然排煙を主体に計画 地下駐車場：機械排煙
4	自動制御設備	執務室、駐車場の CO2 濃度制御 水槽水位制御、各種警報監視、計量
5	給水設備	上水（都水）：上水受水槽からの加圧給水方式（非常電源対応） 雑用水（井水＋雨水）：地下ピットからの加圧給水方式（非常電源対応）
6	給湯設備	貯湯式電気温水器による局所給湯方式（トイレ、給湯室） 瞬間式ガス給湯式（シャワー室）
7	排水設備	屋内：汚水、雑排水分流方式、屋外：汚水、雑排水合流方式
8	都市ガス設備	低圧ガス引込（都市ガス 13A）
9	衛生器具設備	節水型衛生器具、オストメイト他
10	消火設備	地上全館：屋内消火栓設備、地下：連結散水設備 地下駐車場：泡消火設備、サーバー室・電気室：不活性ガス消火設備

■ 工事工程計画

年 月	平成31年度												平成32年度												平成33年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
工 事		①新庁舎建設工事(18ヶ月)																																		
業 務 運 用																																				

※上記工程は現時点のものであり、市況状況によっては変更する可能性があります。

配置イメージ	①新庁舎建設工事（平成 31 年 5 月～）												②既存庁舎解体工事・外構工事（平成 33 年 2 月～）											

■ 概算事業費

新庁舎建設事業は、新庁舎建設基本計画における概算事業費を上限として設計作業を進めています。事業費は、建築工事が東京オリンピック開催時期に重なることもあり、建設市況の動向により変動する可能性があります、市況の動向を注視しながら慎重に事業を進めていきます。

【新庁舎建設基本計画における概算事業費・財源計画】

事業費等	事業費		財源	
	工事費(※1)	43. 8億円程度	補助金等	1. 5億円程度
	委託費(※2)	2. 1億円程度	公共施設等整備基金	28. 0億円程度
	備品・移転等費用(※3)	4. 9億円程度	地方債	20. 0億円程度
	合計	50. 8億円程度	一般財源	1. 3億円程度
			合計	50. 8億円程度

- ※ 1 工事費には新庁舎建設工事、現庁舎解体工事、外構整備工事を含む
(現庁舎解体工事は、別途アスベスト除去に関わる費用(概算約 3 億円程度)が掛かる)
- ※ 2 委託費には測量調査、地盤調査、基本設計、実施設計、工事管理等を含む
- ※ 3 備品・移転等費用には備品購入費・移転費・土地取得費などを含む